

2011年度
社会福祉協議会

福祉の保険 スマイル

福祉事業者総合補償制度 まごころワイド



社会福祉法人 京都府社会福祉協議会

社会福祉法人 京都市社会福祉協議会

取扱代理店

株式会社 エスアールエム

〒600-8351 京都市下京区高辻通堀川西入富永町672ユメコムハウス
福祉の保険係ダイヤルイン TEL : 075-822-8613
TEL(代表):075-822-8601/ FAX:075-822-8087 E-mail : hoken@srm-net.co.jp

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社 京都支店 法人営業第二課

〒600-8090 京都市下京区綾小路通烏丸東入竹屋之町266(三井住友海上京都ビル)
TEL:075-343-6143 FAX:075-343-6189 HP:http://www.ms-ins.com/

福祉の保険ご案内

このパンフレットに掲載している
各制度について

福祉事業者総合補償制度【まごころワイド】は福祉事業の振興を目的とし安心して活動を行っていただくために各都道府県(市町村)の社会福祉協議会、取扱代理店(株)エスアールエム、引受保険会社 三井住友海上火災保険(株)が協議のうえご提供をさせていただきます

<http://www.srm-net.co.jp/smile/>



福祉事業者総合補償制度

まごころ ワイド

Contents

●まごころワイドの概要 ●加入資格者の範囲 ●保険期間	3
●本制度について ●本制度の契約形態	

■ 賠償責任補償制度 (Plan-I)

●補償内容	4
Plan I-A【福祉施設(通所型・入所型)の賠償責任補償制度】	5
Plan I-B【派遣型福祉サービス事業者の賠償責任補償制度】	6
Plan I-C【配食サービス事業(専業)の賠償責任補償制度】	6
Plan I-Aオプション【医療行為賠償責任補償制度】	7
●保険金をお支払いする場合 ●お支払いする保険金 ●保険金をお支払いしない主な場合	8、9

■ 傷害見舞金補償制度 (Plan-II)

●補償内容	
Plan II-A【活動従事者(役職員・臨時職員)の傷害見舞金補償制度】	10
Plan II オプション【職員の特定感染症補償制度】	11
Plan II-B【登録利用者の傷害見舞金補償制度】	12
Plan II-C【施設来館者(自由来館者)の傷害見舞金補償制度】	13
Plan II-D【車両搭乗中の傷害見舞金補償制度】	14、15
●保険金をお支払いしない主な場合	15

■ オプション^{じゅうき} 什器・備品損害補償制度(動産総合保険)

●ご注意いただきたいこと	17
●事故発生時の流れ	18
●事故時のQ&A	19

■ 個人情報の取扱いについて ■ 福祉関連の保険ラインナップ ■ 福祉の保険ホームページ案内

ご加入について まごころワイド ご加入の流れ

※オプション^{じゅうき} 什器・備品損害補償制度は、個別契約形式を採用いたしますので、詳細は別途ご照会ください。

1 まごころワイド加入申込票を、(株)エスアールエムまたは各市区町村社会福祉協議会のボランティアセンター窓口にて、ご入手ください。

「福祉の保険スマイル」ホームページからも印刷することができます。
<http://www.srm-net.co.jp/smile/>

2 まごころワイド加入申込票を申込票裏面の記入例に従い、ご記入ください。

※車両搭乗中の傷害見舞金補償制度は別途車検証コピーをご提出ください。

3 払込取扱票をご利用のうえ、保険料をお振込ください。

※ まごころワイドを年度途中でご加入の場合、保険開始日は保険料振込日の翌日以降となります。
※専用の振替払込票にて、保険料を振り込んだ際、お客様の手元には振替払込請求書兼受領証と振替払込受付証明書が返ってきます。

4 至急、加入申込票の1枚目と振替払込受付証明書(お客さま用)を返信用封筒にてご郵送、もしくは各市区町村社会福祉協議会窓口へご提出ください。

※「振替払込請求書兼受領証」と「加入申込票2枚目のお客様控え」は必ずお客さまのお手で保管してください。
※事故等があった場合に保険金支払手続きがスムーズに行えるよう、加入申込票は迅速かつ確実にご提出いただきますようお願い申し上げます。

5 (株)エスアールエムにて申込内容・振込金額を確認の上、加入登録を行い、登録後、まごころワイド加入証を送付いたします。

※加入証は、申込月の翌月末までに、加入者宛に送付いたします。予めご了承ください。お届けまでに事故等が発生した場合には(株)エスアールエムまでご一報ください。
※登録番号のご案内までに追加加入をされる場合は、団体名を正確にご記入いただき、登録番号は空白で加入申込票をご提出ください。

事業者にとって必要不可欠の

賠償責任補償制度

福利厚生またはサービス充実に繋がる

傷害見舞金補償制度

■ まごころワイドの概要

まごころワイドは、事業形態に応じて、各種プランを選択加入していただく補償制度です。

■ 加入資格者の範囲

この保険のお申込人となれる方は、お申込人・記名被保険者が、以下に該当する場合同じります。
(PlanII-Dについてはお申込人が以下に該当する場合同じります。)

申込人

記名被保険者(補償の対象者)

京都府社会福祉協議会の構成員である社会福祉施設、社会福祉協議会、介護保険サービス事業者、障害福祉サービス事業者、NPO団体を含む福祉事業者に限ります。

【対象事業者の例】

- 老人福祉施設・児童福祉施設・障害者福祉施設(入所型・通所型)
- 居宅サービス事業者・居宅介護支援事業者
- NPO法人(福祉事業者)・ボランティア団体(移送・配食等)
- 在宅福祉サービス・地域福祉サービス など

■ 保険期間

2011年4月1日 16時 ～ 2012年4月1日 16時まで

(期間途中の加入の場合は、保険料振込日の翌日以降～2012年の4月1日16時まで)

■ 本制度について

福祉事業者総合補償制度[まごころワイド]は、福祉事業の振興を目的とし、安心して活動を行っていただくために京都府社会福祉協議会・京都市社会福祉協議会・取扱代理店(株)エスアールエム・引受保険会社 三井住友海上火災保険(株)が協議のうえ、ご提供をさせていただいています。

■ 本制度の契約形態

この保険は、社会福祉法人京都府社会福祉協議会が保険契約者となる団体契約です。
(オプション「しめうき 什器・備品損害補償制度」は除く。)

コラム



Q. 中途加入の場合、保険の開始日はいつからになりますか?

A. 保険料をお振込いただいた日の翌日から保険が開始されます。期間途中の加入の場合は、保険料をお振込いただいた日の翌日から、翌4月1日16時までが保険期間となります。

コラム



Q. 住所や代表者等に変更があった場合はどうしたらいいですか?

A. FAXやE-mailで受け付けます。登録内容を変更する場合には、登録番号、加入団体名、電話番号を必ず記載し、たうえで、変更点を(株)エスアールエムまで通知してください。

事業者にとって必要不可欠の

賠償責任 補償制度

施設所有(管理)者賠償責任保険・
生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険

福祉事業者が第三者の身体や財物に損害を与え、
法律上の賠償責任を負った場合の損害を補償する【賠償責任保険】です。

賠償責任補償制度 補償内容

特別約款(特約)	支払限度額	免責金額(自己負担額)
施設所有(管理)者補償 生産物補償	3億円(1事故・期間中)	なし
受託財物補償	100万円(1事故・期間中)	5000円(1事故につき)
臨時費用補償	100万円(1事故・期間中)	なし
人格権侵害による補償	100万円(1事故・期間中)	なし
純粋経済損失による補償	100万円(1事故・期間中)	なし

【用語の説明】

【受託者賠償】 寄託者から預った受託物を紛失もしくは破損したりしたことにより相手に賠償することです。

【臨時費用保険金】 損害の防止軽減のためかかった事故現場の保存、取片付け、調査等に発生する費用についてお支払いする保険金をいいます。

【人格権侵害】 口頭、文書その他これらに類する表示行為による名誉毀損もしくはプライバシーの侵害により発生する損害賠償責任をいいます。

【純粋経済損失】 ケアプラン作成のミス等で、利用者に身体・財物の損害を伴わない経済的損失を与えるような場合をいいます。

(例) 介護保険適用外のサービスをケアプランに盛り込んでしまい、サービス料金の全額が利用者負担となり、利用者からケアプランミスを訴えられた場合など。

詳しくは、各補償制度(プラン)をご覧ください➡

コラム



Q. 保険料を算出するときに使う、施設の「専有延床面積」は、どこまでの広さをいうのですか？

A. 「専有延床面積」とは、対象事業で使用する部屋の合計面積です。「専有延床面積」とは、あくまでも対象事業において使用する部屋の合計面積のことです。例えば、居室、食堂、作業室、集会所などがそれにあたります。厨房や事務室、倉庫、玄関、廊下などは含まれませんので、保険料を計算する際は注意してください。

福祉施設（通所型・入所型）の賠償責任補償制度

施設の不備や欠陥または職員の業務上の不注意によって発生した偶然な事故や提供した飲食物・製造物（商品）により、施設利用者、その他第三者の身体または財物に損害を与えた場合に、施設が被害者に対して、法律上負担すべき損害賠償金や訴訟費用を保険金でお支払いいたします。また、預かった財物に損害を与えた場合の損害賠償金や被害者に対する応急手当等に要した費用、利用者やその他第三者のプライバシーを侵害したことによる損害賠償金もお支払対象になります。

(注) 対象の施設内において、利用者が他の利用者等の第三者に損害を与えた場合は、その施設の事業者が、法律上の損害賠償責任を負う場合に限り、お支払いの対象になります。

対象となる施設

- **老人福祉施設**
(特別養護老人ホーム・老人保健施設・グループホーム・有料老人ホーム他)
- **通所サービス施設**
- **障害者福祉施設**
(生活介護施設・児童デイサービス・ケアホーム他)
- **児童福祉施設** (保育所・児童養護施設 他)
- **共同作業所**
- **老人福祉センター**
- **会館等の特定施設での福祉サービス事業** など

主な事故例

- ・施設の設備が老朽化していて、壁が崩れ、利用者及び第三者にケガを負わせた。
- ・施設（職員）の安全配慮が不十分だったため、利用者にケガを負わせた。
- ・施設（職員）が管理監督を怠ったため、責任能力のない利用者が第三者の物を壊してしまった。
- ・施設で提供した給食が原因で、利用者が食中毒を起こした。
- ・施設（職員）の不注意で個人情報を漏らしてしまい、利用者のプライバシーを侵害してしまった。
- ・利用者から預かっていたものが盗難に遭ってしまった。
※要、盗難届

保険料

① 通所型施設

専有延床面積 × 44円 × 加入月係数 = 保険料 ※10円未満の保険料は、四捨五入してください。
(1㎡以下切捨て) (掛金) (下記の係数表をご覧ください。)

計算例：通所型施設・専有延床面積340㎡の場合

一年間加入 (4月1日から)の場合 $\text{専有延床面積 } 340\text{m}^2 \times \text{掛金 } 44\text{円} \times \text{加入月係数 } \frac{12}{12} = \text{保険料 } 14,960\text{円}$

中途加入 (7月1日から)の場合 $\text{専有延床面積 } 340\text{m}^2 \times \text{掛金 } 44\text{円} \times \text{加入月係数 } \frac{9}{12} = \text{保険料 } 11,220\text{円}$

10円未満を四捨五入

② 入所型施設

専有延床面積 × 22円 × 加入月係数 = 保険料 ※10円未満の保険料は、四捨五入してください。
(1㎡以下切捨て) (掛金) (下記の係数表をご覧ください。)

計算例：入所型施設・専有延床面積1,100㎡の場合

一年間加入 (4月1日から)の場合 $\text{専有延床面積 } 1,100\text{m}^2 \times \text{掛金 } 22\text{円} \times \text{加入月係数 } \frac{12}{12} = \text{保険料 } 24,200\text{円}$

中途加入 (7月1日から)の場合 $\text{専有延床面積 } 1,100\text{m}^2 \times \text{掛金 } 22\text{円} \times \text{加入月係数 } \frac{9}{12} = \text{保険料 } 18,150\text{円}$

10円未満を四捨五入

加入月係数表

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
$\frac{12}{12}$	$\frac{11}{12}$	$\frac{10}{12}$	$\frac{9}{12}$	$\frac{8}{12}$	$\frac{7}{12}$	$\frac{6}{12}$	$\frac{5}{12}$	$\frac{4}{12}$	$\frac{3}{12}$	$\frac{2}{12}$	$\frac{1}{12}$

PLAN
I-B

派遣型福祉サービス事業者の賠償責任補償制度

派遣職員の業務上の過失や提供した飲食物・製造物(商品)により、利用者、その他第三者の身体または財物に損害を与えた場合に、事業者が法律上負担すべき損害賠償金や訴訟費用をお支払いいたします。また、預かった財物を壊したり、汚したり、あるいは盗まれた場合の損害賠償金や被害者に対する応急手当等に要した費用、利用者やその他第三者のプライバシーを侵害したことによる損害賠償金もお支払対象となります。

対象となる施設

- 居宅サービス事業
- 居宅介護支援事業
- 地域福祉サービス事業
- ガイドヘルプ事業
- 派遣型の保険外サービス
- その他派遣型の介護、家事援助、保育事業 など

主な事故例

- ・ 派遣職員が利用者宅で、家事援助をしていて、花瓶を壊してしまった。
- ・ 派遣職員の安全配慮が不十分だったため、介助をしていた利用者にケガを負わせた。
- ・ 派遣職員が提供した食事が原因で、利用者が食中毒を起こした。
- ・ 派遣職員が不注意で個人情報情報を漏らしてしまい、利用者のプライバシーを侵害してしまった。

保険料

派遣型事業

1日の平均利用者数×事業者の年間活動日数×6円＝保険料 ※10円未満の保険料は、四捨五入してください。

(中途加入の場合は加入月から) (掛金)
3月31日までの活動日数

計算例：1日の平均利用者数(12人の場合)

一年間加入
(4月1日から)の場合

$$\begin{matrix} \text{1日の平均} \\ \text{利用者数} \end{matrix} \mathbf{12人} \times \begin{matrix} \text{事業者の年間} \\ \text{活動日数} \end{matrix} \mathbf{365日} \times \text{掛金 } \mathbf{6円} = \text{保険料 } \mathbf{26,280円}$$

中途加入
(7月1日から)の場合

$$\begin{matrix} \text{1日の平均} \\ \text{利用者数} \end{matrix} \mathbf{12人} \times \begin{matrix} \text{事業者の7月以} \\ \text{降の活動日数} \end{matrix} \mathbf{212日}^* \times \text{掛金 } \mathbf{6円} = \text{保険料 } \mathbf{15,260円}$$

*7月以降3月31日までの活動日数を仮に212日として計算しています。

10円未満を四捨五入

PLAN
I-C

配食サービス事業(専業)の賠償責任補償制度

提供した飲食物・製造物(商品)により、利用者やその他第三者の身体に障害を与えた場合または配食業務中の過失により利用者、その他第三者の財物に損害を与えた場合に、事業者が法律上負担すべき損害賠償金や訴訟費用を保険金でお支払いいたします。また、預かった財物に損害を与えた場合の損害賠償金や被害者に対する応急手当等に要した費用、利用者やその他第三者のプライバシーを侵害したことによる損害賠償金もお支払対象となります。

対象となる施設

- 配食を専門とする事業者及びボランティア団体等

主な事故例

- ・ 事業者が提供したお弁当が原因で、利用者が食中毒を起こしてしまった。
- ・ 宅配中、スタッフが誤って利用者宅の玄関にあった置物を壊してしまった。

保険料

配食事業

1日の平均配食数×事業者の年間活動日数×3円＝保険料 ※10円未満の保険料は、四捨五入してください。

(中途加入の場合は加入月から) (掛金)
3月31日までの活動日数

計算例：1日平均配食15食・年間活動日数245日の場合

一年間加入
(4月1日から)の場合

$$\begin{matrix} \text{1日の平均} \\ \text{利用者数} \end{matrix} \mathbf{15食} \times \begin{matrix} \text{事業者の年間} \\ \text{活動日数} \end{matrix} \mathbf{245日} \times \text{掛金 } \mathbf{3円} = \text{保険料 } \mathbf{11,030円}$$

中途加入
(7月1日から)の場合

$$\begin{matrix} \text{1日の平均} \\ \text{利用者数} \end{matrix} \mathbf{15食} \times \begin{matrix} \text{事業者の7月以} \\ \text{降の活動日数} \end{matrix} \mathbf{141日}^* \times \text{掛金 } \mathbf{3円} = \text{保険料 } \mathbf{6,350円}$$

*7月以降3月31日までの活動日数を仮に141日として計算しています。

10円未満を四捨五入



医療行為賠償責任補償制度

施設所有(管理)者賠償責任保険と医師賠償責任保険の違い

「施設所有(管理)者賠償責任保険」は、施設(建物・設備等)の欠陥や、施設で行われる業務の遂行に起因する事故を補償対象としておりますが、医療行為等法令により有資格者以外行うことが禁じられている行為に起因する事故は補償対象外となっております。このため、施設で医師・看護師・薬剤師・臨床検査技師などが行う医療行為による賠償事故を補償するためには、「医師賠償責任保険(※)」を手当てする必要があります。

※被保険者である事業者が使用者として責任を問われた場合に限りです。

■ 制度概要

施設内で医師が行った医療行為や診療補助行為等による事故で施設利用者、その他第三者の身体に傷害を与え、保険期間中に発見された場合に施設(事業者)が法律上負担すべき損害賠償金や訴訟費用を保険金としてお支払いいたします。

■ 対象となる事業

医療行為を行うことが認められた事業者(介護老人保健施設、特別養護老人ホームなど)

■ 被保険者(補償を受けられる方)

施設を運営する法人

※施設の代表者や施設長などの「個人」は補償対象者になっておりません。職員個人が起こした事故は、「使用者責任」として法人が責任をとるのが一般的ですが、職員個人に責任が及んだ場合、医師賠償責任保険では補償対象外となります。

■ 主な事故例

- 医師が診察中に誤って利用者を医療器具で大きく傷つけてしまった。
- 医師の指示を受けた看護師が、誤って指示とは異なった点滴を投与した結果、利用者が死亡した。 等

■ 補償内容(支払限度額)

特別約款(特約)	支払限度額	免責金額(自己負担額)
医療行為に基づく事故(医師特別約款)	1億円(1事故)・3億円(期間中)	なし

■ 保険料

1施設あたり、68,620円

コラム



Q. 配食サービスとして、お弁当を年間に1000食作っています。サービスを行っているボランティアは、全員ボランティア保険に加入しているのですが、まごころワイドに加入する必要がありますか?

A. 配食サービス事業として、事業所の賠償責任補償制度の加入が必要です。ボランティア保険は、あくまでも加入しているボランティア個人の保険です。例えば、提供したお弁当により食中毒が発生した場合、一個人としての責任ではなく、事業所としての賠償義務が発生します。そのためにも、まごころワイドの賠償責任補償制度の加入は必要です。

コラム



Q. 事業者用の賠償責任保険を、他社で加入済みなのですが、まごころワイドの「傷害見舞金補償制度」だけに加入することはできますか?

A. 「賠償責任補償制度」、「傷害見舞金補償制度」どちらか一方のみの加入も可能です。まごころワイドは、「賠償責任補償制度」のみ、または「傷害見舞金補償制度」のみでも加入することができます。既に加入済みの保険の上乗せ補償としてもご利用下さい。

保険金をお支払いする場合

施設所有(管理)者賠償責任保険

被保険者(この保険契約により補償を受けられる方)が所有、使用もしくは管理している各種の施設・設備・用具等の管理の不備、または被保険者もしくはその従業員等の業務活動中のミスにより発生した偶然な事故に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を滅失、破損または汚損した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(損害賠償金や争訟費用等)に対して、保険金をお支払いします。

生産物賠償責任保険

被保険者(この保険契約により補償を受けられる方)が製造もしくは販売した製品、または被保険者が行った仕事の結果に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を滅失、破損または汚損した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(損害賠償金や争訟費用等)に対して、保険金をお支払いします。

受託者賠償責任保険

被保険者(この保険契約により補償を受けられる方)が他人から預かった受託物を保管もしくは管理している間に誤って壊したり、汚したり、紛失したり、または盗まれたりして、預けた人に元の状態では返還できなくなった場合に、受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

保険金をお支払いできる条件は適用される普通保険約款、特別約款および特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。

医師賠償責任保険

日本国内において、被保険者(この保険契約により補償を受けられる方)またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う医療行為に起因して患者の身体に障害を与えた場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、保険期間中に発見された患者の身体障害に限ります。

※「身体の障害」とは、傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。

※「発見」とは、医療過誤による患者の身体の障害を、被保険者が診療中に発見し、または他の医師等から知らされたこと、あるいは患者側から損害賠償の意思表示がなされた、または損害賠償請求の意思があることを被保険者が知ったことをいいます。

お支払いする保険金

①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等(損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。)
②損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用
④緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置(被害者の応急手当等)に要した費用
⑤協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用
⑥争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用

上記①から④の保険金については、それぞれの規定により計算した損害額から加入者証記載の免責金額を控除した額をお支払いします。ただし、加入者証記載の支払限度額を限度とします。上記⑤および⑥の保険金については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、⑥については①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、次の金額を限度とします。

●お支払いする争訟費用の額 = 実際の争訟費用の額 × 支払限度額 / 侵害賠償金の額

なお、「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に引受保険会社の同意を要しますので、必ず引受保険会社までお問い合わせください。

適用される特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は特約をご確認ください。

被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払対象とはなりません。

保険金をお支払いしない主な場合

次のいずれかに該当する事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。

■ 普通保険約款で免責となっているもの

- 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- 被保険者と第三者の間に損害賠償に関し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- 被保険者が、所有、使用または管理する財物を、滅失、破損または汚損した場合において、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任(受託者特別約款においては適用されません。)
- 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任(受託者特別約款においては適用されません。)
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動または騒擾(そうじょう)、労働争議に起因する損害賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波等の天災に起因する損害賠償責任
- 液体、気体(煙、蒸気、じんあい等を含みます。)または固体の排出、流出もしくはいつ出に起因する損害賠償責任(ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。)
- 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任(ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ(ウラン・トリウム・プロトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。)の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。)
- 直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害。いずれの事由についても、実際に生じたまたは行われたと認められた場合に限らず、それらの事由があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合を含みます。
◇ 石棉等(アスベスト、石棉製品、石棉繊維、石棉粉塵)の人体への摂取もしくは吸引 ◇ 石棉等への曝露(ばくろ)による疾病 ◇ 石棉等の飛散または拡散 等

■ 施設所有(管理)者賠償責任保険で免責となっているもの

- 施設の新築、修理、改造または取壊し等の工事に起因する損害
- 航空機の所有、使用または管理に起因する損害
- パラグライダー、ハンググライダー、パラセーリング、熱気球の所有、使用または管理に起因する損害
- 昇降機(財物のみを積載する昇降機は除きます。)の所有、使用または管理に起因する損害
- 自動車(原動機付自転車を含みます。)の所有、使用または管理に起因する損害
- 施設外における船舶または車両(自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力がもっぱら人力であるものを除きます。)の所有、使用または管理に起因する損害
- 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用・家事用器具からの蒸気・水の漏出、いつ出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、いつ出による財物の損害
- 仕事の完成・引渡し・放棄の後に仕事の結果に起因する損害
- 直接であると間接であるとを問わず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害
◇ 医療行為。その他法令により、医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。
◇ はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。
◇ 理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、診療放射線技師、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、建築士、設計士、司法書士、行政書士、弁理士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、技術士、測量士、獣医師がそれらの資格に基づいて行う行為 等

■ 生産物賠償責任保険で免責となっているもの

- 生産物の欠陥に起因するその生産物または仕事の欠陥に起因する仕事の目的物の滅失、破損または汚損自体(生産物の一部の欠陥によるその生産物の他の部分の滅失、破損または汚損を含みます。)に対する損害(使用不能または修補に起因する損害を含みます。)
- 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは引渡した生産物または行った仕事の結果に起因する損害
- 被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材に起因する損害
- 保険期間前に既に発生していた事故と同一の原因により保険期間開始後に生じた事故に基づく損害
- 事故が発生したまたは発生が予想される場合に、事故の拡大または同一の原因による他の事故の発生を防止するために生産物または仕事の目的物について、回収措置(回収、廃棄、検査、修理、交換またはその他の適切な措置)を講じる必要がありますが、被保険者が正当な理由なく回収措置を怠った場合の、以後発生する同一原因に基づく損害
- 生産物が成分、原材料または部品等として使用された(生産物が、特定の製品の梱包またはコーティングを目的として製造または販売された場合であって、その目的のとおり使用されたときを含みます。)財物(完成品。以下同様です。)が、滅失、破損または汚損したことに起因する損害。ただし、完成品の損壊に起因して、完成品以外の財物に発生した損壊および身体の障害は除きます。
- 生産物または仕事の結果が、所期の効能または性能を発揮しなかったことに起因する損害。ただし、生産物または仕事の結果の機械的、電氣的またはこれらに類似の物理的かつ偶然な事故の結果として効能または性能が発揮されなかったことに起因する損害は除きます。
- 直接であると間接であるとを問わず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害
◇ 医療行為。その他法令により、医師または歯科医師以外の者が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の者が行うことを許されている行為を除きます。
◇ はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の者が行うことが許されていない行為を含みます。 等

■ 受託者賠償責任保険で免責となっているもの

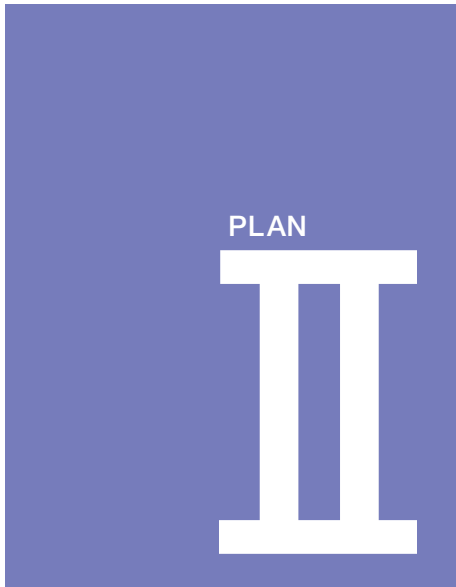
- 被保険者の代理人またはそれらの者の使用人が行いもしくは加担した盗取に起因する損害
- 被保険者の使用人が所有または私用に供する財物の損壊、紛失または盗取に起因する損害
- 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨とう品、勲章、き章、稿本、設計書、ひな型、その他これらに類する受託物の損壊、紛失または盗取に起因する損害
- 受託物の性質、かしままたはねずみ食いもしくは虫食いに起因する損害
- 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用または家事用器具からの蒸気、水の漏出、いつ出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、いつ出に起因する損害
- 屋根、樋、扉、窓、通風筒等からはいる雨または雪等に起因する損害
- 受託物が寄託者または貸主に返還された日から30日を経過した後に発見された受託物の損壊に起因する損害
- 受託物の自然の消耗、または受託物の性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、またはその他これらに類似の事由に起因する損害 等

■ 医師賠償責任保険で免責となっているもの

- 被保険者の業務を行う施設もしくは設備または航空機、車両(原動力がもっぱら人力であるものを含みます。)、自動車(原動機付自転車を含みます。)、船舶もしくは動物の所有、使用もしくは管理に起因する損害賠償責任
- 名書き損または秘密漏えいに起因する損害賠償責任
- 美容を唯一の目的とする医療行為に起因する損害賠償責任
- 医療の結果を保証することにより加重された損害賠償責任
- 所定の免許を有しない者が遂行した医療行為に起因する損害賠償責任。ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師もしくは臨床修練外国歯科医師が遂行した医療行為に起因する損害賠償責任は除きます。 等

福利厚生またはサービス充実に繋がる

傷害見舞金補償制度



福祉事業者が対象とする者が事故により身体に傷害を負った場合で、加入事業者(団体)が傷害見舞金規定に従い、見舞金を支払う場合の補償制度です。

- プランII-A、プランII-B(補償制度費用保険特約セット型約定履行費用保険)
- プランII-C(レジャー・サービス施設費用保険)
- プランII-D(普通傷害保険:交通乗用具搭乗中の傷害危険補償特約付)

PLAN II-A 活動従事者(役職員、臨時職員)の傷害見舞金補償制度

補償制度費用保険特約セット型
約定履行費用保険

対象者が京都府社会福祉協議会見舞金等支給規定の対象となる一定の事故により身体に傷害を負った場合で、加入事業者(団体)が傷害見舞金規定に従い、見舞金の支給を行った場合に保険金をお支払いする補償制度です。 [要:備え付け名簿](#)

活動従業者の傷害見舞金補償制度 補償内容

死亡見舞金	後遺障害見舞金	入院・通院日数	入院見舞金	通院見舞金
500万円	15万円～500万円	7日以内	2万円	1万円
		8日～14日	3万円	2万円
		15日～30日	5万円	3万円
		31日～45日	10万円	5万円
		46日以上	20万円	10万円

主な事故例

- ・活動従事中、職員がケガをしてしまった。
- ・通勤途上で交通事故に遭い職員がケガをしてしまった。

【保険料のお支払について】

- 事故の日を含めて180日以内の事故に対して見舞金をお支払いいたします。

保険料

①福祉施設型事業(入所型・通所型)

専有延床面積×40円×加入月係数=保険料
(1㎡以下切捨て) (掛金) (下記の係数表をご覧ください)
※10円未満の保険料は、四捨五入してください

計算例:福祉施設・専有延床面積1257㎡の場合
一年間加入(4月1日から)の場合

専有延床面積 **1257㎡** × 掛金 **40円** × 加入月係数 $\frac{12}{12}$
= 保険料 **50,280円**

中途加入(11月1日から)の場合

専有延床面積 **1257㎡** × 掛金 **40円** × 加入月係数 $\frac{5}{12}$
= 保険料 **20,950円**

②派遣型事業

1日の平均活動従事者数×事業者の年間活動日数×20円=保険料
(掛金)
※10円未満の保険料は、四捨五入してください

計算例:1日の平均活動従事者が5人の場合
一年間加入(4月1日から)の場合

1日の平均活動従事者数 **5人** × 事業者の年間活動日数 **365日**
× 掛金 **20円** = 保険料 **36,500円**

中途加入(7月1日から)の場合

1日の平均活動従事者数 **5人** × 事業者の10月以降の活動日数 **182日**
× 掛金 **20円** = 保険料 **18,200円**

10円未満を四捨五入

*10月以降3月31日までの活動日数を仮に182日として計算しています。

加入月係数表	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	$\frac{12}{12}$	$\frac{11}{12}$	$\frac{10}{12}$	$\frac{9}{12}$	$\frac{8}{12}$	$\frac{7}{12}$	$\frac{6}{12}$	$\frac{5}{12}$	$\frac{4}{12}$	$\frac{3}{12}$	$\frac{2}{12}$	$\frac{1}{12}$



活動従事者(役職員・臨時職員)の感染症補償制度

「活動従事者の傷害見舞金補償制度」とのセットでご加入いただけます。感染症補償制度単独での加入はできません。なお、この制度にご加入いただく場合、支給対象者に「感染症補償規定」を周知徹底いただきますようお願いいたします。

■ 対象となる事故

施設の役職員が、業務の遂行に起因して細菌・ウイルス等の病原体に感染したことにより、感染症を発症した場合に、事業者が役職員を対象とした「感染症補償規定」に従って補償を行ったときに、事業者に対して保険金をお支払いします。

■ 対象となる感染症

「感染症」とは、細菌・ウイルス等の病原体に感染したことによって発症した傷病のうち、以下のものをいいます。

結核、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)、腸管感染症(コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、ノロウイルス感染症、細菌性食中毒等)、B型肝炎、C型肝炎、後天性免疫不全症候群(AIDS)、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌(MRSA)感染症、皮膚感染症(疥癬、カンジダ症、白癬菌感染症、帯状疱疹、単純ヘルペスウイルス感染症、紅色陰癬等)

■ 主な事故例

- 介護士がサービス提供中に結核に感染して死亡した。
- 介護士がサービス提供中、ノロウイルス感染症に感染し入院した。
- 事務員が、サービス利用者との接触により肝炎に感染した介護士からの二次感染により入院した。

■ 活動従事者の感染症補償制度 補償内容

身体障害の補償区分	補償金額
死亡補償金	100万円
入院 31日以上	10万円
入院 15~30日	5万円
入院 8~14日	3万円
入院 4~7日	2万円
入院 3日以内	1万円

※死亡補償は、業務遂行に起因して病原体に感染したことによって感染症を発症し、その感染症発症日からその日を含めて180日以内に死亡した場合にお支払いします。

※入院補償は、役職員が業務遂行に起因して病原体に感染したことによって感染症を発症し、その感染症により入院した場合に所定の額をお支払いします。補償の対象となる期間は、感染症発症日からその日を含めて1,000日までの期間における入院となります。また、入院補償を受けられる期間中、新たに他の感染症を発症した場合であっても、重複してお支払いはしません。

※この保険契約と重複する保険契約や共済契約(以下「他の保険契約等」といいます)がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金または共済金が支払われていない場合:この保険契約の補償条件に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金または共済金が支払われている場合:損害額(他の保険契約等に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額)から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約の補償条件に基づいて保険金をお支払いします。

保険料

対象者数(役職員数)×380円×加入月係数=保険料

※10円未満の保険料は、四捨五入してください

計算例: 役職員数が、30名の場合

一年間加入(4月1日から)の場合

$$\text{役職員数 } 30 \text{ 名} \times \text{掛金 } 380 \text{ 円} \times \text{加入月係数 } \frac{12}{12} = \text{保険料 } 11,400 \text{ 円}$$

中途加入(11月1日から)の場合

$$\text{役職員数 } 30 \text{ 名} \times \text{掛金 } 380 \text{ 円} \times \text{加入月係数 } \frac{5}{12} = \text{保険料 } 4,750 \text{ 円}$$

※加入月数表はP.10を参照してください。

■ お支払いする保険金

被保険者の従業員等(給付対象者)が災害見舞金規定等の対象となる一定の事故にあり、被保険者が右記の「補償項目」にある見舞金の支給を行った場合に保険金をお支払いします。

対象	補償事由	補償項目
業務上傷害	業務上の傷害により死亡すること。	業務上傷害 死亡見舞金
	業務上の傷害により後遺障害を被ること。	業務上傷害 後遺障害見舞金
	業務上の傷害により入院・通院すること。	業務上傷害 入院見舞金・通院見舞金
業務上感染症	業務上の感染症により死亡すること。	業務上感染症 死亡見舞金
	業務上の感染症により入院すること。	業務上感染症 入院見舞金

■ 保険金をお支払いしない主な場合

● 約定履行費用保険普通保険約款における保険金を支払わない場合

次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ・保険契約者、被保険者(保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。)の故意または重大な過失。
- ・被保険者でない方が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その方(その方が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。)の故意または重大な過失。ただし、他の方が受け取るべき金額については除きます。

● 補償制度費用保険特約における保険金を支払わない場合

□ 事故の発生が、次のいずれかに直接または間接に起因する場合は、保険金を支払いません。

- ① 初年度契約締結時に既に発病している疾病または既に被っている傷害 ② 給付対象者または法定相続人の故意 ③ 給付対象者の犯罪行為
- ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ⑤ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性
- ⑥ ④および⑤の事由に随伴して生じた事由またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事由

□ 被保険者が事故が発生していないにもかかわらず、給付対象者に対する給付を行った場合は、保険金を支払いません。また、被保険者が引受保険会社との間で確認合意しない約定に基づいて給付対象者に給付を行った場合は、保険金を支払いません。

□ 事故の発生が、直接であると間接であると問わず次のいずれかに起因する場合は、業務上災害補償金を支払いません。

- ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波。これらに随伴して生じた事由またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事由を含みます。
- ② 風土病 ③ 職業性疾病 ④ 給付対象者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用
- ⑤ 給付対象者が法令に定められた運転資格を持たないで、または、酒に酔って正常な運転ができないおそれがある状態での自動車または原動機付自転車の運転

□ 事故の発生が、直接であると間接であると問わず、次のいずれかに起因する場合は、入院・通院見舞金を支払いません。

- ① 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」をいいます。) ② 妊娠、出産または早産 ③ 性病 ④ 精神障害 ⑤ 前項の①、④および⑤

登録利用者の傷害見舞金補償制度

補償制度費用保険特約セット型
約定履行費用保険

対象者がサービス利用中（通所の場合、利用するための通常の往復途上または送迎サービス中を含む）の事故により身体に傷害を負った場合で、加入事業者（団体）が傷害見舞金規定に従い、見舞金を支払う場合の補償制度です。 [要：備え付け名簿](#)

登録利用者の傷害見舞金補償制度 補償内容

死亡見舞金	入院・通院日数	入院見舞金	通院見舞金
50万円	7日以内	2万円	1万円
	8日～14日	3万円	2万円
	15日～30日	5万円	3万円
	31日～45日	10万円	5万円
	46日以上	20万円	10万円

主な事故例

- ・サービス提供中、利用者がケガをしてしまった。
- ・サービス利用のため事業所に向かっていた利用者が交通事故に遭い、ケガをしてしまった。

【保険金のお支払について】

- 事故の日を含めて180日以内の事故に対してお支払いいたします。

保険料

①通所型施設 派遣型事業

登録利用者数 × 200円 × 加入月係数 = 保険料 ※10円未満の保険料は、四捨五入してください
(掛金) (下記の係数表をご覧ください)

計算例：登録利用者数40人の場合

一年間加入 (4月1日から)の場合

$$\text{登録利用者数 } 40人 \times \text{掛金 } 200円 \times \text{加入月係数 } \frac{12}{12} = \text{保険料 } 8,000円$$

中途加入 (11月1日から)の場合

$$\text{登録利用者数 } 40人 \times \text{掛金 } 200円 \times \text{加入月係数 } \frac{5}{12} = \text{保険料 } 3,330円$$

10円未満を四捨五入

②入所型施設

登録利用者数 × 600円 × 加入月係数 = 保険料 ※10円未満の保険料は、四捨五入してください
(入所できる利用定員数) (掛金) (下記の係数表をご覧ください)

計算例：登録利用者数60人の場合

一年間加入 (4月1日から)の場合

$$\text{登録利用者数 } 60人 \times \text{掛金 } 600円 \times \text{加入月係数 } \frac{12}{12} = \text{保険料 } 36,000円$$

中途加入 (9月1日から)の場合

$$\text{登録利用者数 } 60人 \times \text{掛金 } 600円 \times \text{加入月係数 } \frac{7}{12} = \text{保険料 } 21,000円$$

加入月係数表	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	$\frac{12}{12}$	$\frac{11}{12}$	$\frac{10}{12}$	$\frac{9}{12}$	$\frac{8}{12}$	$\frac{7}{12}$	$\frac{6}{12}$	$\frac{5}{12}$	$\frac{4}{12}$	$\frac{3}{12}$	$\frac{2}{12}$	$\frac{1}{12}$

お支払いする保険金

登録利用者（給付対象者）が災害見舞金規定等の対象となる一定の事故（右記「偶然な事由」）にあり、被保険者が右記の「補償項目」にある見舞金の支給を行った場合に保険金をお支払いします。

偶然な事由	補償項目
傷害により死亡すること。	死亡見舞金
傷害により入院・通院すること	入院見舞金・通院見舞金

保険金をお支払いしない主な場合

11頁をご参照ください。

施設に来館された方が、施設のサービス利用中に傷害を負い、死亡または医師の治療を受けた場合に、被保険者が負担した被災者への見舞費用を保険金としてお支払いする保険です。

【保険料のお支払について】●事故の日を含めて180日以内の入院・通院に対してお支払い致します。

施設来館者の傷害見舞金補償制度 補償内容（支払限度）

●被災者対応費用保険金 50万円

●被災者傷害見舞費用保険金

死亡見舞費用 後遺障害見舞費用	入院・通院 日数	入院見舞費用	通院見舞費用
50万円	7日以内	2万円	1万円
	8日～14日	3万円	2万円
	15日～30日	5万円	3万円
	31日～45日	10万円	5万円
	46日以上	20万円	10万円

主な事故例

・対象施設に来館した方が敷地内でケガをしてしまった。

【保険金のお支払について】

●事故の日を含めて180日以内の入院・通院に対してお支払いいたします。

保険料

敷地内建物延床面積が～1.000㎡の場合 4月から1年間 4,100円 ※中途加入の場合は下記加入月保険料をご覧ください。

加入月保険料 加入月保険料がそのまま保険料となります

(保険料単位:円)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	3月17日～	3月25日～
4,100	3,900	3,690	3,490	3,280	3,080	2,870	2,670	2,260	1,850	1,440	1,030	620	410

敷地内建物延床面積が1.001㎡～2.000㎡の場合 4月から1年間=8,100円 ※中途加入の場合は下記加入月保険料をご覧ください。

加入月保険料 加入月保険料がそのまま保険料となります

(保険料単位:円)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	3月17日～	3月25日～
8,100	7,700	7,290	6,890	6,480	6,080	5,670	5,270	4,460	3,650	2,840	2,030	1,220	810

2.000㎡を超える施設の保険料については、お問合せください。

お支払いする保険金

レジャーサービス施設費用保険「重要事項のご説明」をご参照ください。

保険金をお支払いしない主な場合

■次のいずれかに該当する事由によって事故が発生したためにお客さまが負担した災害対応費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- ② 被保険者でない方が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その方の故意または重大な過失。ただし、他の方が受け取るべき金額については、この規定を適用しません。

■次のいずれかに該当する事由によって事故が発生したためにお客さまが負担した災害対応費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 地震、噴火または津波 ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ③ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 ④ ①から③までのいずれかに該当する事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故 ⑤ ③以外の放射線照射または放射能汚染

■次のいずれかに該当する事由によって事故が発生したためにお客さまが負担した被災者傷害見舞費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被災者の故意または重大な過失。ただし、その被災者以外の方に関する費用については、この規定を適用しません。
- ② 被災者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、その被災者以外の方に関する費用については、この規定を適用しません。
- ③ 被災者が次のいずれかに該当する間に生じた事故。ただし、その被災者以外の方に関する費用については、この規定を適用しません。
ア.法令に定められた運転資格を持たないで自動車等(自動車または原動機付自転車をいいます。以下同様とします。)を運転している間
イ.酒に酔った状態で自動車等を運転している間
ウ.麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ④ 被災者の脳疾患、疾病または心神喪失。ただし、その被災者以外の方に関する費用については、この規定を適用しません。
- ⑤ 被災者の妊娠、出産、早産、流産
- ⑥ 被災者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、引受保険会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
- ⑦ 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染。ただし、環境汚染の発生が不測かつ突発的事故による場合には、この規定を適用しません。

■被災者が頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」をいいます。)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、被保険者が負担した被災者対応費用および被災者傷害見舞費用に対しては、保険金を支払いません。

■被保険者が損害賠償金として負担した被災者対応費用および被災者傷害見舞費用に対しては、保険金を支払いません。等

車両搭乗中の傷害見舞金補償制度

普通傷害保険 (交通乗用具搭乗中の傷害危険補償特約付)

送迎用の特定車両に搭乗中の方 (運転手・介助者・ご家族を含む) が、急激・偶然・外来の事故により身体に傷害を負った場合に保険金を支払います。この制度で、被保険者 (補償の対象者) となる方の範囲は、送迎用特定車両に搭乗中の方に限ります。

車両搭乗中の傷害見舞金補償制度 補償内容

※印を付した用語については、下記の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

	保険金額
死亡・後遺障害保険金額	133万円
入院保険金日額	1,500円 / 1日
手術保険金	入院保険金日額×手術の種類に応じて定められた倍率 (10倍・20倍・40倍) をお支払します
通院保険金日額	1,000円 / 1日

主な事故例
・送迎サービスで対象車両に搭乗中、ケガをしてしまった。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
傷害保険金	死亡保険金	<p>事故によるケガ*のため事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合</p> <p>死亡・後遺障害保険金額の全額を死亡保険金受取人 (定めなかった場合は被保険者の法定相続人) にお支払します。 (注) 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。</p>
	後遺障害保険金	<p>事故によるケガ*のため事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が生じた場合</p> <p>後遺障害*の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の100%~3%をお支払します。 (注1) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払します。 (注2) 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。 また、保険期間を通じてお支払いする後遺障害保険金は、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>
	入院保険金	<p>事故によるケガ*の治療*のため入院* (入院に準ずる状態*を含みます。) され、平常の生活またはお仕事ができない場合</p> <p>[入院保険金日額*] × [入院日数または入院に準ずる状態*の日数] をお支払します。 (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院*がお支払いの限度となります。事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、入院保険金をお支払いしません。 (注2) 入院保険金をお支払いする期間中にさらに入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、入院保険金を重ねてはお支払いしません。</p>
	手術保険金	<p>入院保険金をお支払いする場合で、そのケガ*の治療*のために、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の手術*を受けられたとき</p> <p>[入院保険金日額*] × [手術の種類に応じてそれぞれ定められた倍率 (10倍、20倍、40倍)] をお支払します。 (注) 1回の事故につき、1回の手術に限ります。また、1回の事故につき2種類以上の手術を受けた場合はそのうち最も高い倍率となります。</p>
	通院保険金	<p>事故によるケガ*のため、平常の生活またはお仕事に支障が生じ、通院*された場合 (注) 通院されない場合で骨折等のケガを被った部位を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギプス等を常時装着した結果、平常の生活またはお仕事に著しい支障が生じたときは、その日数について通院をしたものとみなします。</p> <p>[通院保険金日額*] × [通院日数] をお支払します。 (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院*で、90日がお支払いの限度となります。 (注2) 平常の生活またはお仕事に支障がない程度に治った時以降の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 (注3) 入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、通院保険金をお支払いしません。 (注4) 通院保険金をお支払いする期間中にさらに通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、通院保険金を重ねてはお支払いしません。</p>

被保険者が、日本国内において加入証記載の交通乗用具に搭乗している間に被った傷害にかぎり保険金をお支払します。

保険料

送迎用車両

車両の法定乗車定員数×1人あたりの加入月保険料＝保険料

(特定車両1台)

(下記の保険料表をご覧ください)

計算例：車両の法定乗車定員数が5人の場合

一年間加入 (4月1日から)の場合 車両の法定乗車定員数 **5人** × 1人あたりの加入月保険料 **1,000円** = 保険料 **5,000円**

中途加入 (9月1日から)の場合 車両の法定乗車定員数 **5人** × 1人あたりの加入月保険料 **750円** = 保険料 **3,750円**

加入月保険料 加入月保険料がそのまま保険料となります

(保険料単位:円)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	3月17日～	3月25日～
1,000	950	899	850	800	750	700	650	549	451	350	250	150	100

- 保険金額はご加入いただいた特定車両の台数に従った割引率で決定されますので、募集の結果上記と異なる保険金額に変更される場合があります。この場合、死亡・後遺障害保険金額を割引率に応じた金額とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。
- 上記は交通乗用具がバス・マイクロバス・自家用乗用車の場合の保険料です。それ以外の種類の交通乗用具の場合は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

【※印の用語の説明】

【ケガ】とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。【偶然】とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の【急激】とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。【偶発】とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。【外来】とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。【傷害】とは、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時的に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(注)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。①細菌性食中毒、②ウイルス性食中毒、(注)中毒症状 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。(急激かつ偶然な外来事故例)送迎サービスで対象車両に搭乗中ケガをした。【後遺障害】とは、治療*の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*のないものを除きます。【医学的他覚所見】とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。【入院】とは、治療*が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。【入院に準ずる状態】とは、両眼の矯正視力が0.06以下になっている場合、両耳の聴力または咀嚼(そ)しゃく・言語機能を失っている場合など普通保険約款の状態に該当し、かつ、治療*を受けた状態をいいます。【入院保険金日額】とは、パンフレット記載の入院保険金日額をいいます。【治療】とは、医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。【所定の手術】とは、病院または診療所で受けた手術(注)で、かつ、普通保険約款に列挙されている手術をいいます。補償の対象となる具体的な手術は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。(注)手術とは、医師が治療*を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すことをいいます。【通院】とは、治療*が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により治療を受けることをいいます。【通院保険金日額】とは、パンフレット記載の通院保険金日額をいいます。

保険金をお支払しない主な場合

*印を付した用語については、下記の「※印の用語説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

- 日本国外でのケガ
- 被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ
- 自動車等*の無資格運転、酒酔い運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ
- 脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ
- 妊娠、出産、早産または流産によるケガ
- 外科的手術その他の医療処置によるケガ(ただし、「引受保険会社が保険金を支払うべきケガ」の治療によるものである場合には、保険金をお支払します。)
- 戦争・暴動等によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)
- 地震・噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ
- 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ
- 原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付ける医学的他覚所見*のないもの(注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
- 保険契約者の故意または重大な過失によるケガ
- 乗用具*によるレース中(レースに準ずるものおよび練習中を含みます。)のケガ

【※印の用語の説明】

【自動車等】とは、自動車または原動機付自転車(モーターボート、スノーモービル、その他これらに類するもの)をいいます。【酒酔い運転】とは、アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等*を運転することをいいます。【頸(けい)部症候群】とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。【医学的他覚所見】とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。【乗用具】とは、自動車等、モーターボート、スノーモービル、その他これらに類するもので加入証の交通乗用具をいいます。

すべてのご契約に「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされ、保険金をお支払しない場合のうち「戦争・暴動等」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは、宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

オプション 什(じゅう)器・備品損害補償制度(動産総合保険)

施設内の什器・備品は、火災などのほか、盗難や台風・洪水などの天災など、様々な危険がつきまといまいます。本制度では、施設内の什器・備品はもちろん、業務用通貨や業務用預貯金証書の盗難など幅広い補償に加え、オールリスク対応、かつ、新価(再調達価額)ベースでの補償を行います。

■ 保険の対象

①施設(建物)内の什器・備品一式

(例) 車椅子、ポータブルトイレ、ベッド、机、椅子、棚、ソファ、テレビ、花瓶、観賞用水槽、医療機器(据付型機械を除く)、固定電話、食器など
【次のものは対象外となります。】

- 携帯電話、PHSなどの携帯型通信機器類
- 商品、原材料、仕掛品、半製品、副産物
- 造作、建物の従物・付属設備(空調設備、電気設備など)
- 自動車、自転車およびその他の車両、船舶、航空機
- 植物、動物
- 家財
- 据付機械
- 消耗品
- 利用者が持ち込んだ備品、リース品等施設が所有しない什器・備品
- 1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝石
- 書画、骨董、彫刻、その他これらに類する物
- 有価証券、切手、印紙およびその他これらに類する物
- 稿本、設計図、図案、鋳型、紙型、模型、書籍、証書(預貯金証書、通帳、キャッシュカードを含む)、帳簿、書類およびこれらに類する物 等

②施設内保管中の業務用通貨および預貯金証書(盗難のみ対象)

(通帳、預貯金引出用の現金自動支払機用カード(キャッシュカード)を含む。)

■ 保険金等をお支払する主な場合

①什器・備品一式

火災、落雷、破裂・爆発、盗難、破損、台風・豪雨などの洪水等による水災、風災など不測かつ突発的な事故による損害をお支払いいたします。

②業務用通貨および預貯金証書

施設内に保管中の業務用通貨または預貯金証書が盗難によって損害が生じた場合に通貨等盗難損害保険金をお支払いいたします。

1回の事故につき、業務用通貨 100万円限度
業務用預貯金証書 500万円限度

ただし、預貯金証書の盗難の損害については、以下の事実があったことが必要です。

- 盗難を知った後、直ちに預貯金先宛に被害の届出をしたこと
- 盗難のあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと

■ 保険金額・保険料(例)

保険金額(新価)	免責金額	年間保険料
500万円	5,000円	8,900円
1,000万円	5,000円	17,800円
2,000万円	5,000円	35,600円

※保険金額は、保険の対象の新価(再調達価額)を基準に設定をお願いします。保険金額が新価(再調達価額)に満たない場合は、比例払いとなりますのでご注意ください。

※本オプションは、個別契約形式を採用いたしますので、詳細は別途ご照会ください。個別のお見積もりを作成させていただきます。

このページに記載の内容は保険の特徴を説明したものです。詳細は普通保険約款・特約等をご覧ください。

お問い合わせ先

株式会社エスアールエム 平日9:00~18:00
☎075-822-8601

ご注意ください

■ ご加入内容の変更の際には必ずご連絡願います

ご加入後に次に掲げる事実が発生した場合には、すみやかに取扱代理店または引受保険会社にその内容をご連絡ください。ご通知がない場合、変更後に生じた損害については保険金をお支払いできないことがあります。

- ご住所の変更など、加入証に記載された事項の変更
- この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険をご加入されたとき。

■ 事故にあわれたときの引受保険会社へのご連絡等

事故が発生したときは、あわてず、落ち着いて、次の処置を行って下さい。取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。保険金請求手続について詳しくご案内いたします。

- ①損害の発生および拡大の防止
- ②相手の確認
- ③目撃者の確認

三井住友海上へのご連絡は

24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189

事故は いち早く

(無料)へ

■ 保険金をお支払する場合に該当したときは、直ちに取扱代理店または、引受保険会社に次の事項をご連絡ください。

- 事故発生日時・場所
- 被保険者の住所・氏名
- 事故の状況・原因
- 損害賠償の請求を受けたときは、その内容

保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金支払事由に該当した日から30日以内にご連絡がない場合もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

■ 代理請求人について

高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、被保険者と同居または生計を共にする配偶者等(以下「代理請求人」といいます。詳細は下記の(注)をご参照ください。)が保険金を請求することができます。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**

(注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者(※)」

②左記①に該当する方がいないまたは左記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合「上記①以外の配偶者(※)」または「上記②以外の3親等内の親族」

(※)「配偶者」とは、法律上の配偶者に限ります。

■ 保険金支払いの履行期

引受保険会社は、保険金請求に必要な書類(注1)をご提出いただく日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認(注2)を終えて保険金をお支払いたします。(注3)

(注1) 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。「代理請求人」が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。

(注2) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いたします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

■ 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行うときは、引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】以下書類のうち引受保険会社が求めるもの

・引受保険会社所定の保険金請求書 ・引受保険会社所定の同意書 ・事故原因・損害状況に関する資料 ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写)等) ・引受保険会社所定の診断書 ・診療状況申告書 ・公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書 ・死亡診断書 ・他から支払われる保険金・給付金等の額を確認する書類

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

■ 保険会社破綻時等の取扱い(平成23年1月現在)(普通損害保険PLANII-Dを除く)

・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者の保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。

・この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。(保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合(以下、「個人等」といいます。))以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については上記補償の対象となります。

・補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

■ (普通傷害保険PLANII-D)経営破綻した場合等の保険契約者の保護について(平成23年1月現在)

・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

・引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者の保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となっており、引受保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3ヶ月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

■ 柔道整復師(接骨院、整骨院等)による治療の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、被保険者以外の医師の指示に基づいて行われた治療のみ、お支払いの対象となります。

■ この保険の保険期間は1年間となります。次のような場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや、補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。◎著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合。

■ お客さまのご加入内容が登録されることがあります。損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について(社)日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

■ 死亡保険金は、特に死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。

■ 死亡保険金以外の保険金は、普通保険約款・特約に定めております。

■ 普通傷害保険(PLANII-D)における被保険者は、送迎用特定車両に搭乗中の方になります。

■ ご加入いただいた後にお届けする加入証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

「注意
いただきたいこと

事故発生時について 事故発生時の流れ

■ 事故が起こったら、ご加入されている保険を確認してください。

プランIIA～Cの補償対象者またはプランIIDの被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをした。

傷害見舞金・傷害保険金

被保険者が賠償事故を起こし、損害賠償を請求された。
※保険金請求者は、対象施設を運営する事業者及びその役員・使用人に限ります。

賠償責任保険金

対人:治療等の領収書を保管してください。
対物:現場・現物の写真を撮影又は現物を保管してください。
※過失の割合、損害の程度により、お支払金額が決定します。(賠償金額等の決定については、事前に引受保険会社の承認を必要とします。
※安易に示談を行わないようにしてください。

事故報告書(兼)証明書(当社指定用紙)を作成し、原本を下記までご送付ください。

(注) 事故証明は、加入団体の代表者が行ってください。

(注) 加入時において、名簿備え付け対象となっている被保険者については、登録名簿(抜粋)を添付してください。

送付先 〒600-8351 京都市下京区高辻通堀川西入富永町672番地 (株)エスアールエム 福祉の保険係 宛

事故報告書(兼)証明書が到着後、(株)エスアールエムにて保険加入状況・事故内容の確認を行い、事故の受付をします。

(注) 事故の内容等により保険の対象にならない場合があります。

保険金請求書類を加入団体へご送付致しますので治療終了後、請求書類を作成の上、(株)エスアールエムまでご返送ください。

被害者との折衝についてのご相談をお受けします。

保険金請求書類を契約団体へお送りいたしますので、請求書類を作成の上、(株)エスアールエムまでご返送ください。

ご請求内容を三井住友海上火災保険(株)が査定を行ったうえで、三井住友海上火災保険(株)より、保険金をお支払致します。

【福祉の保険】専用ダイヤル
事故時のお問合せはこちらまで

☎ 075-822-8613

事故時のQ&A(ご質問と回答)

Q1. 事故が起こった場合、事故報告はいつすればよいですか？

A1. 事故が起こったら、事故発生日から30日以内に「事故報告書(兼)証明書」をご提出ください。

事故が起こった場合は、「事故報告書(兼)証明書」に必要事項をご記入のうえ、事故発生日から30日以内に原本を(株)エスアールエムまで送付してください。尚「事故報告書(兼)証明書」には、事故証明者(契約者)の署名・捺印が必要となります。記載漏れのない様ご注意ください。

※「事故報告書(兼)証明書」の記入例は別にあります。

※事故の日から30日以内にご連絡がない場合には、保険金をお支払いできなくなることがありますので、ご注意ください。

Q2. 派遣職員が利用者宅で家事援助をしていた際、誤って利用者宅の掃除機を壊してしまいました。このような場合、新しい掃除機を買い換えるための代金は、全額保険から支払ってもらえるのですか？

A2. 損害額に応じた金額をお支払します。

業務上の過失等により、第三者の物を壊してしまった場合、その「損害額」によってお支払する保険金が変わってきます。損害額の考え方としては、「壊された物を事故直前の状態に戻すための費用(修理額)」と「壊された物の事故前の時価」があり、この二つのうちどちらか低い方が損害額となります。尚、第三者の物を壊してしまうなどの対物事故が発生した場合は、損害物の写真または現物の提出が必要となります。事故が起こった際は、必ず写真を撮っておくようにしてください。

Q3. デイサービスの送迎中交通事故を起こしました。車中の利用者がドアガラスで頭部打撲のケガをしました。登録利用者の傷害見舞金補償制度(プランII-B)で補償されますか？

A3. 利用者のケガに対して、傷害見舞金補償制度でお支払いできます。

また、自動車に起因する賠償責任は自動車保険で補償することになります。

Q4. ショートステイ利用者のメガネと入歯をお預かりしていたのですが、施設内で紛失してしまいました。買い替え金は保険で補償されますか？

A4. 損害額に応じた金額をお支払いします。(上記A2をご参照ください。)

ただし、施設で保管中の事故になりますので、免責5,000円を負担していただくこととなります。

Q5. 施設内において利用者同士がケンカをして、利用者のひとりがケガをしました。保険で治療費は補償されますか？

A5. 治療費等実費の補償はされません。

ケンカによるケガは、賠償責任保険では対象外となるからです。ただし、利用者の傷害見舞金補償制度(プランII-B)にご加入いただいている場合は傷害見舞金のお支払が可能です。

Q6. 入所型事業にて入浴介助をしているとき、ふとその場を離れた際に利用者がお風呂で転倒し骨折してしまいました。保険でどこまで補償していただけますか？

A6. 傷害見舞金補償制度でお支払いできます。職員(施設)の管理下によるミスと認められる場合には、対人賠償事故として受付け、治療費等のお支払ができます。



個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が本保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループ会社が、本保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲介人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。詳細は、三井住友海上ホームページ（<http://www.ms-ins.com>）をご覧ください。



取扱代理店

(株)エスアールエムのホームページ
<http://www.srm-net.co.jp/>

エスアールエム



福祉の保険ホームページ

福祉の保険 スマイル
<http://www.srm-net.co.jp/smile/>

福祉の保険スマイル

福祉関連の保険 ラインアップ

保険料300円からの安心保険

ボランティア保険

安心して福祉行事を
行っていただくために…

福祉行事保険



行事参加者の傷害危険補償特約付普通傷害保険・国内旅行傷害保険・賠償責任保険（施設所有（管理）者特別約款、生産物特別約款、受託者特別約款